

# 建設産業版「3本の矢」

建設業で目下、最大の関心事「時間外労働の上限規制」の適用が始まった。しかし始まったばかりの上限規制に対し、企業数で九割以上を占める中小零細建設業は早くも戦々恐々もしくは諦めの境地に陥っている。適用まで五年間の猶予があった上限規制は、▽時間外労働は年七二〇時間以内▽時間外労働と休日労働の合計が月一〇〇時間未満▽複数月平均で一カ月当たり八〇時間以内(休日労働含む)▽時間外労働が月四五時間を超えることができるのは、年六カ月が限度——の制約がある。

なかでも上限規制対応で厳しい局面に立たされているのが中小・零細規模の元請けだ。そもそも建設業

の長時間労働問題の対象は、現場の技術者だといわれる。日中は施工管理、現場監督の業務を行いその日の作業終了後、翌日作業の確認、書類作成・整理を行う。企業規模が大きければ、現場が輻輳するような事態になっても応援技術者を増やすことはできる。また書類作成・整理も補助の事務要員を新たに充てたり、現場業務支援を本社などが行う「バックオフィス機能」も使える。しかし建設業は企業規模が小さいほど利益率は低く、対応の余力も小さい。また実際の現場作業を行う日給月給の職人と所属する専門工事業は、大手企業を中心に進む「現場の四週八閉所」では土曜日分の収入が目減りするとして、あえて中小

元請けに対し土曜日の稼働を求め、これが中小・零細元請けにとって土曜日稼働の免罪符になっている。更に時間外労働の上限規制は、中小・零細元請けだけに影響を与えることもある。適用猶予期間が始まった五年前から指摘されてきた、常設作業帯が設置できない「置場の集合・解散」の労働時間解釈が代表例といえる。そもそも労働基準法の解釈では、資機材搬入・撤収などの指示命令を受けた現場への移動時間は労働時間と判断される。そのため積算上は八時間労働でも、現実には移動・作業帯設置・回収・移動などの時間を除外すると一日八時間は確保できない。仮に道路使用許

可といった工事制約がなく、現場作業時間を八時間確保しようとするれば、移動時間などは時間外労働となる。つまり中小・零細元請けは「このまま放置すれば新たなコスト増となるか最悪、法違反につながる」事態に直面している。

**ピンチとチャンス**

今から一二年前の二〇一二年。民主党政権から政権交代を果たした第二次安倍政権で、安倍晋三首相(当時)は日本経済立て直しを目的に、①大胆な金融政策、②機動的な財政出動、③民間投資を喚起する成長戦略——を「3本の矢」とする

経済政策、いわゆるアベノミクスを表明、その後3本の矢は様々な経済指標を改善させた。

更に二〇一五年、安倍政権は少子高齢化に歯止めをかける「一億総活躍社会」を目指す新たな3本の矢を発表。その後、第四次産業革命、Society 5.0の成長戦略を掲げ、その一環として建設業の現場生産性を二〇二五年度までに二割向上させることを安倍首相(当時)が表明した。結果的に建設業は生産性向上へ向けた取組みのトップランナーに躍り出ることになる。

そして現在、建設業は時間外労働の上限規制という法規制への対応だけでなく、産業間競争でもある人材確保競争に臨むため、現場の長時間労働は正と処遇改善を進めることが喫緊の課題となっている。その実現に必要なピースの一つが生産性向上という構図だ。

しかし人材確保のための長時間労働は正と処遇改善取組みは、建設生産システム最大の特徴である重層下請構造さえも今後、大きく変えようとしているが、中小・零細

元請けの多くは、こうした動きに身動きが取れず立ちすくんでいる。

そんな立ちすくむ企業の大きな希望となりそうなのが、①担い手三法一体改正、②二〇二四年度公共工事設計労務単価、③二〇二四年度積算基準等改定——だ。

## 基礎自治体への支援・指導鮮明

公共工事受注を柱にする中小・零細元請けにとって最大顧客は市町村などの基礎自治体だが、地域建設業が現場の働き方改革に取り組む時の工期延長や積算対応で地元業界がこれまで最も大きな課題として挙げていたのが、市町村対応だった。当然、国土交通省と地元建設業界との意見交換でも、「建設業界の働き方改革が遅れる要因の一つが市町村の対応。国は強く指導すべき」との声は全国各地で広がっていた。

しかし、様々な理由をつけて品確法(公共工事品質確保促進法)に沿った対応ができず、建設業界が進

める週休二日や処遇改善に対して「予算がない」ことを理由に工期延長やコスト負担を拒否する自治体の存在を地方建設業界はこれまで問題視してきた。

そして今、国がけん引するインフラ整備の担い手で地域の守り手である建設業の持続可能への取組みに対応できない自治体に対し、新たな動きが始まっている。自治体が無視できない、入札契約適正化法(以下、入契法)の改正だ。新たに「発注者に対する支援等」として、国は必要と認める地方公共団体に対し必要な助言、勧告又は援助を行うことができると規定を創設することで調整を進めているからだ。二月の品確法連総会で衆院法制局が説明した。

これまで行政の立場は対等であることを理由に、国は地方自治体に対し、建設業界が求めるような国による自治体に対する強い指導を行うことは難しかった。しかし今後、入契法でも助言、援助に加え「勧告権」を国に付与することは、国がけん引する建設業の働き方改革や生

産性向上への取組み支援の追い風になるのは確実といえる。

更に一二年連続上昇の公共工事設計労務単価と積算基準等改定は、入契法だけでなく、品確法と建設業法、測量法が連動して一体的に改正する「担い手三法改正」の効果により高める役割も担う。

具体的には、岸田文雄政権が労使一体で推し進める、「賃上げ」と「価格転嫁」をまず公共工事で見現するためには、市町村まで含めて国の取組みと連携することが必要だが、その場合、労務単価には事業主が負担すべき法定福利費や安全管理費といった必要経費は含まれていないことを発注者と元請けだけでなく下請けも理解しなければ、国交省と建設産業界が進める適正な労務費などの行き渡りは実現しない。

担い手三法一体改正を軸にした労務単価と積算基準等改定が、建設産業版「3本の矢」として、中小零細企業の現場でも今後、効果が発揮されることを願う。